

法人シート（概要説明書）

法人名	(社) 国際厚生事業団				
当省担当部局	大臣官房	担当課・室名	国際課		
沿革	海外の福祉協力、海外との情報交換、海外広報活動等を通じ国際的相互依存時代の福祉の発展に貢献することを目的として1983年に設立。開発途上国の行政官等を対象にした研修事業、諸外国の福祉に関する調査、保健医療分野等の国際会議の開催、外国人看護師・介護福祉士候補者受入れ事業等を実施。				

就国家公務員再就職者の状況	官庁OB役員数	4 / 3	うち常勤役員数	1 / 1	うち非常勤役員数	3 / 2
	官庁OB職員数	1 / 1	うち常勤職員数	1 / 1	うち非常勤職員数	0 / 0

法人概要	目的 (何のために)	海外の福祉協力、海外との情報交換、海外広報活動等を通じ国際的相互依存時代の福祉の発展に貢献すること				
	対象 (誰/何を対象に)	開発途上国の保健医療・社会福祉・社会保険等分野を担当する行政官 WHOからの保健医療関係専門家等 外国人看護師・介護福祉士候補者				
	事務・事業内容 (手段、手法など)	<p>I. 開発途上国の行政官等を対象にした研修事業等 開発途上国の保健・福祉分野担当行政官を対象に、我が国の制度等の紹介、相手国の実情に応じた実務的知識を付与。また、WHOから派遣される保健医療関係専門家の受入事業</p> <p>II. 諸外国の保健・福祉に関する調査・プロジェクト ・水道分野の国際協力検討及び水道プロジェクト計画作成指導事業（国からの委託事業） ・ASEAN日本HIV/AIDSワークショップ（国からの委託事業）等</p> <p>III. 保健医療・社会福祉分野等の国際会議の開催 ASEAN諸国の社会保障担当行政官を対象に、日本の経験を紹介するASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を実施（国からの委託事業）等</p> <p>IV. 外国人看護師・介護福祉士候補者受入れ事業 フィリピン、インドネシアとの経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受け入れを推進するため、関係機関との調整、候補者の総合支援等を実施（国からの補助事業）</p> <p>V. その他（日本の保健・福祉に関する海外向け広報、海外保健・福祉情報の収集） 厚生労働科学研究（社会保障国際協力推進研究）を推進するため、研究成果等についてシンポジウムを実施（国からの補助事業）等 ※平成21年度からは地球規模保健課題推進研究</p>				

年間収入合計 (千円)	336,967	年間支出合計 (千円)	355,945	負債額 (千円)	153,331
会費収入	12,600	事業費	188,004	負債相当額	153,331
財産運用収入	0	管理費	155,445	その他の負債	0
寄付金収入	0	事業に不可欠な固定資産	0	正味財産額	-5,379
補助金等収入	75,848	その他の支出	12,496	内部留保額	-26,517
うち国から	75,848	資産額	147,952	内部留保水準(%)	-8
うち独法等から	0			年間収入に占める国・独法等からの補助金等・委託費収入の割合(%)	46
事業収入	81,189	基本財産	0	国・独法等からの補助金等（平成22年度見込み）	148,162
うち国からの委託費交付総額	68,615	公益事業基金	0		
うち独法等からの委託費総額	12,151	運営固定資産	21,138	国からの権限付与の概要（指定制度）	根拠条文
その他の収入	167,330	引当資産等	0	当該法人が経済連携協定に基づく我が国唯一の受入れ調整機関として、厚生労働大臣に指定され、日本国政府より相手国政府に通報されている。	平成20年7月1日付けインドネシア政府に対する口上書、平成20年12月11日付けフィリピン政府に対する口上書
		その他の資産	126,814		

事務・事業シート（概要説明書）				
事業名	外国人看護師・介護福祉士受入事業（外国人看護師・介護福祉士就労研修雇用管理指導事業） ①			
会計勘定・項・目	（会計勘定）一般会計 （項）高齢者等雇用安定・促進費（目）衛生関係指導者養成等委託費			
法人名	（社）国際厚生事業団			
事業担当部局	職業安定局	法人所管部局	大臣官房国際課	
事務・事業概要	目的 （何のために）	経済連携協定の趣旨に則り、受入施設において適切な就労・研修が行われることを確保するため、経済連携協定に基づき、我が国に入国及び一時的な滞在が認められる外国人看護師及び介護福祉士（以下、「外国人看護師等」という。）が単に安価な労働力として利用されることのないよう、外国人看護師等の適切な雇用管理を確保することを目的とする。		
	対象 （誰/何を対象に）	外国人看護師等及び外国人看護師等を受け入れている病院・介護施設等		
	事務・事業内容 （手段、手法など）	<p>本事業は、国際厚生事業団が行う以下の事業について補助を行うものである。</p> <p>（１）受入施設に対して巡回訪問を実施すること等による外国人看護師等の就労状況の把握。必要な場合の受入施設に対する雇用管理に係る指導。</p> <p>（２）外国人看護師等からの雇用環境に係る相談・苦情等への対応</p> <p>（３）経済連携協定に基づく受入れ制度について周知広報を行い、詳細な制度の枠組み、研修及び雇用契約の要件等を説明内容とする国内説明会の実施</p> <p>（４）その他、本事業を実施するために必要な事務事業</p>		
	根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	<p>・「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」附属書十第一編第六節</p> <p>・「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」附属書八第一部第六節</p> <p>・経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針</p> <p>・経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針</p>	関係する通知等	<p>・平成19年度比国看護師・介護福祉士受入事業委託費交付要綱</p> <p>・平成20年度外国人看護師・介護福祉士受入事業委託費交付要綱</p> <p>・平成21年度外国人看護師・介護福祉士受入事業委託費交付要綱</p> <p>・「「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」</p> <p>・「「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」</p>
	事業の補助割合	10/10		
事業開始年度	平成19年度	事業終了年度	平成23年度	
事業の必要性 （事業を廃止した場合の問題点を含む。）	<p>経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れは、二国間協定に基づき、政府の責任において実施しており、国内労働市場に悪影響を与えないとの観点から、人数に制限を設けるとともに、単に安価な労働力として使用されることがないよう、適正な雇用管理及び研修の履行の確保を図ることにより、円滑かつ適正に実施する必要がある。</p> <p>指針に基づき、外国人看護師等を受け入れている病院・介護施設は、協定に基づく受入れ調整機関である国際厚生事業団に対して受入れ要件（受入れ施設の要件、研修の要件、雇用契約の要件（同等報酬要件））の遵守状況等を報告することになる。</p> <p>厚生労働省としては、よりきめ細やかな対応をとるため、受入れ施設より報告を受けた国際厚生事業団が、書面による確認に加えて、実際に巡回指導することによる確認を一体的に行うことが効果的かつ効率的であると考えていることから、当該事業に係る経費を全額補助して、国際厚生事業団に実施させている。</p> <p>本事業を廃止した場合、外国人看護師・介護福祉士候補者が受入れ施設において不適正な処遇を受けたり、適正な研修が受けられずに結果として数年単位で交換可能な単に安価な労働力として使われるおそれがある。</p> <p>二国間協定に基づき、政府の責任において適正な受入れを行うこととしているところ、このような事態を招けば、外交上、政府の責任において受け入れた相手国の労働者を数年単位で使い捨てる国として、二国間の信頼関係を損なうばかりか、国際社会における信用を失う恐れもあり、重大な支障を生じるおそれがある。</p>			

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>	外国人看護師・介護福祉士受入事業（外国人看護師・介護福祉士就労研修雇用管理指導事業） ①				
<b>補助の必要性</b> （補助を廃止した場合の問題点を含む。）	仮に補助を廃止した場合、国際事業団としては、本事業による特定の受益者が特段存在しない中でいずれにも受益者負担を求めることはできず、結果として事業を廃止せざるを得なくなる。				
<b>他省庁、自治体、民間等における類似事業の有無</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度「経済連携人材育成支援研修事業（日比経済連携協定に基づく看護師候補者・介護福祉士候補者受入研修事業）」（経済産業省委託事業）</li> <li>平成22年度「日・インドネシア経済連携協定に基づくインドネシア人看護師・介護福祉士候補者に対する事前研修事業」（日・ASEAN統合基金事業（外務省・経済産業省より拠出））</li> </ul>				
<b>成果目標</b>	全ての受入れ施設が適切な雇用環境（労働関係法令を遵守した上で、受入れ要件（受入れ施設の要件、研修の要件、雇用契約の要件（同等報酬要件））を満たした状態）にあること				
<b>成果実績</b> （成果指標の目標達成状況等）	【成果指標名】／年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	巡回指導を実施した受入れ施設のうち雇用環境に係る指導をした受入れ施設割合	%		受入れは実施されず	0（※）
	相談窓口の相談により解決した相談・苦情等の処理件数	件		受入れは実施されず	21（※）
<b>活動実績</b> （成果物は別紙で一覧を提出）	【活動指標名】／年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	巡回指導を実施した受入れ施設数	施設		受入れは実施されず	11（※）
	相談窓口における相談対応件数	件		受入れは実施されず	21（※）
<b>予算執行率</b>		%		84.5%	86.4%
<b>パンフレット等の作成</b> （件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）		単位	H18年度	H19年度	H20年度
	看護師コース（平成20年度インドネシア説明会（H20.5実施））			受入れは実施されず	2,880
	看護師コース（平成21年度フィリピン説明会（H21.1実施））			受入れは実施されず	3,000
	看護師コース（平成21年度インドネシア説明会（H21.3実施））			受入れは実施されず	1,500
	介護福祉士コース（平成20年度インドネシア説明会（H20.5実施））			受入れは実施されず	2,880
	介護福祉士コース（平成21年度フィリピン説明会（H21.1実施））			受入れは実施されず	3,000
	介護福祉士コース（平成21年度インドネシア説明会（H21.3実施））			受入れは実施されず	1,500

※ 平成20年度は平成21年1月29日（介護）、2月13日（看護）の就労開始後、平成21年2月、3月に実施した分

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		外国人看護師・介護福祉士受入事業（外国人看護師・介護福祉士就労研修雇用管理指導事業） ①
国で直接実施	可	理由
	否	理由 国際厚生事業団では本事業の運営に15名程度の職員が関わっているところ、国で実施することとした場合、相当の予算と人員が必要となる。
自治体、民間等への移行		想定する実施主体
	可	理由
	否	理由 経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れは、二国間協定に基づき、政府の責任において実施しており、国内労働市場に悪影響を与えないとの観点から、人数に制限を設けるとともに、単に安価な労働力として使用されないことがないよう、適正な雇用管理及び研修の履行の確保を図ることにより、円滑かつ適正に実施する必要がある。 指針に基づき、外国人看護師等を受け入れている病院・介護施設は、協定に基づく受入れ調整機関である国際厚生事業団に対して受入れ要件（受入れ施設の要件、研修の要件、雇用契約の要件（同等報酬要件））の遵守状況等を報告することになる。 厚生労働省としては、よりきめ細やかな対応をとるため、受入れ施設より報告を受けた国際厚生事業団が、書面による確認に加えて、実際に巡回指導することによる確認を一体的に行うことが効果的かつ効率的であると考えていることから、国際厚生事業団に実施させている。
<b>その他事務・事業の見直し</b> (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)		次の取組みを推進し、コストを抑えた効率的な事務事業の推進を図る。 ・再生紙の使用 ・両面印刷の徹底 ・国内及び海外出張時の旅費に関する低料金利用の徹底

**事務・事業シート（概要説明書）**

事業名		外国人看護師・介護福祉士受入事業（外国人看護師・介護福祉士就労研修雇用管理指導事業） ①						
事業の収支状況（千円）		平成18年度（決算額）	平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）				
内訳	収入		5,809	25,782				
	国からの補助金収入		5,809	25,782				
	その他の収入		0	0				
	支出		5,809	25,782				
	収支差		0	0				
		平成22年度予算額	人件費					
予算額	事業費	37,000 千円	}	職員構成	人件費 (厚労省〇B分再掲)		従事役職員数 (厚労省〇B分再掲)	
	人件費	0 千円		常勤職員	( 0 ) 0 千円	( 0 ) 0	人	
	管理費	12,600 千円		非常勤職員	( 0 ) 0 千円	( 0 ) 0	人	
	総計	49,600 千円						
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（交付決定額）				
内訳	決算額（千円）	5,809	25,782	34,730				
	事業費	253	15,531	25,900				
	人件費	0	0	0				
	管理費	5,556	10,251	8,830				
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（交付決定額）				
再委託・補助	再委託・補助 (件数/金額(百万円))	/	/	/				
	うち厚労省〇Bが在籍している 団体等への再委託・補助 (件数/金額(同))	/	/	/				
	再委託・補助先 (名称)							

事務・事業シート（概要説明書）

事業名

外国人看護師・介護福祉士受入事業（外国人看護師・介護福祉士就労研修雇用管理指導事業）  
①

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
<p>&lt;平成18年11月1日衆・外務委&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年一回の報告書の提出、あるいは巡回訪問だけで、本当にチェックできるのか。</li> <li>・国際厚生事業団は16人や少し増員しただけでは十分なチェックはできないのではないか。</li> <li>・きちんとサポート体制を整える必要があるのではないか。</li> <li>・来られたフィリピンの方がきっちり就労できているのかというのをチェックすること、支援することは非常に重要なことである。（同旨&lt;平成18年11月8日衆・外務委&gt;）</li> </ul>	山井衆議院議員（現政務官）	① ②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年一回の報告の提出、少なくとも年一回の巡回訪問の実施（平成20年度～）</li> <li>・平成18年11月時点の職員数16人から増員し、平成22年1月現在の職員数は21人である。</li> <li>・本事業の対象となる外国人看護師等、受入れ先の病院・介護施設の数、年々増加していることを踏まえ、平成22年度は更に職員（2人）の増加を予定している。</li> <li>・施設・候補者へのサポート体制を整備し、相談・苦情に対応できる相談窓口を設置。（平成20年度～）</li> </ul>
<p>&lt;平成19年10月17日山井衆議院議員提出「外国人介護士受入れ及び介護福祉士制度に関する質問主意書」&gt;</p> <p>【質問】外国人介護福祉士候補者を巡回指導する者は何人で、どれくらいの頻度で巡回指導するつもりか。</p> <p>【政府答弁】厚生労働省としては、少なくとも年に一回、外国人介護福祉士候補者の受入れ施設に対する巡回指導を受入れ調整機関となる予定の社団法人国際厚生事業団（以下「事業団」という。）に委託して実施することとしているが、巡回指導に従事する者を何人とするかについては、現時点では未定である。</p>	山井衆議院議員（現政務官）	①	就労・研修中の候補者の同等報酬要件については、国際厚生事業団が、年1回の定期報告及び少なくとも年1回以上の巡回指導によって確認している（今後も、同様の対応）。
<p>&lt;平成20年5月20日参・厚労委&gt;</p> <p>EPAにおいては、受入れ指針の中で日本人と同等報酬ということが要件とされているわけでありまして、国際厚生事業団のチェックも行われるというふうに聞いているわけでございます。</p> <p>それでは、具体的にこの日本人と同等報酬という文言、これはどのように担保されるのでしょうか。</p>	津田弥太郎参議院議員	①	就労・研修中の候補者の同等報酬要件については、国際厚生事業団が、年1回の定期報告及び少なくとも年1回以上の巡回指導によって確認している（今後も、同様の対応）。
<p>&lt;平成22年1月19日山井政務官ご指示&gt;</p> <p>フィリピン人、インドネシア人を排除するわけではないが、施設を利用するお年寄り、利用者が質の良いケアを受けることが必要。安い外国人を雇うことで、ケアの質は下がるというのは論外。実態を知りたい。</p>	山井政務官	②	就労・研修中の候補者の同等報酬要件については、国際厚生事業団が、年1回の定期報告及び少なくとも年1回以上の巡回指導によって確認しており、加えて、候補者の就労等に係る実態調査を4月から5月にかけて実施する予定。

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>	外国人看護師・介護福祉士受入事業（外国人看護師・介護福祉士就労研修雇用管理指導事業） ①
------------	---

**【過去に大きく報道された指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
<p>〔日付〕 平成21年7月16日 「厳冬つらい」初の帰国者</p> <p>〔内容〕 ○ 経済連携協定に基づき入国したインドネシア人看護師候補者から初の脱落者が出ていたことがわかった。 ○ 現地の気候が体に合わず、5月初めに帰国した。 ○ 「周囲の日本人はいつも優しい言葉をかけてくれた。今も感謝している」と日本での生活を振り返っている。</p>	毎日新聞	①	<p>4月下旬頃、インドネシア人看護師候補者の受入れ施設より国際厚生事業団に、1人の候補者が健康不良のために退職して帰国することを希望しているとの相談があった。 国際厚生事業団は、急遽、事務局長とインドネシア語ができる相談員が施設を訪問し、候補者と面談したが、日本の気候風土があわず、健康不良に陥ったことが帰国を希望する理由であった。 受入れ施設においては、就労開始以来、この間も、一生懸命にサポートしていただいたが、本人の帰国の意思が固く、この候補者は5月9日に帰国した。</p>
<p>〔日付〕 平成21年11月18日 看護師研修生怒りの帰国</p> <p>〔内容〕 ○ 日本とインドネシアの経済連携協定に基づき来日した看護師研修生1人が、「資格や業務の内容、賃金水準が、インドネシア側で聞いていた説明と違う」と不満を募らせ、研修を打ち切って帰国したことがわかった。 ○ 帰国したのは、第1陣（208人）として昨年8月に来日した20歳代女性。語学研修を経て、今年2月に九州の病院に赴任。しかし、インドネシア側から受けた説明のうち▽日本の看護師資格は、他国でも働ける国際ライセンス▽資格取得前から注射などの看護業務ができる▽賃金20万円以上を保証などが事実と異なっていたとして9月に帰国した。 ○ この女性のほか3人が家族の事情などで途中で帰国している。</p>	読売新聞	①	<p>7月30日、病院より、国際厚生事業団の相談窓口へ候補者が本帰国を希望している旨の相談があり、国際厚生事業団は、既に予定されていた巡回訪問時に候補者と直接面談することとした。 8月7日、国際厚生事業団が病院を訪問し候補者と面談し、様々な選択肢を提案しつつ、慰留を試みたが、雇用契約終了の理由は、インドネシア国で聞いた情報（業務内容・賃金・資格）と日本での現実が違っていたこと等であった。候補者の意思が固く、病院側も帰国について了承したため、この候補者は9月15日に帰国した。 当該候補者は、これまでの病院側の様々な支援に感謝しているが、来日前に間違った説明をした尼政府が許せないと発言していた。 厚生労働省及び国際厚生事業団はインドネシア政府に対し、日本における看護師・介護福祉士候補者の職務内容を適切に周知するよう要請した。</p>

事務・事業シート（概要説明書）				
事業名	外国人看護師・介護福祉士受入事業（看護師分）			
会計勘定・項・目	（会計勘定） 一般会計 （項） 医療従事者資質向上対策費 （目） 衛生関係指導者養成等委託費			
法人名	社団法人国際厚生事業団			
事業担当部局	医政局	法人所管部局	看護課	
事務・事業概要	目的 （何のために）	経済連携協定に基づき入国した候補者に対する適切な就労・研修機会の確保、日本の看護師資格の取得に向けた支援策を講じること等を通じて、経済連携協定に基づく候補者の受入れが円滑かつ適正に行われることを目的とする。		
	対象 （誰/何を対象に）	社団法人 国際厚生事業団（外国人看護師候補者）		
	事務・事業内容 （手段、手法など）	<p>本事業は、国際厚生事業団が行う以下の事業について補助を行うものである。</p> <p>○候補者の就労開始前に実施する看護導入研修 経済連携協定に基づき入国した外国人看護師候補者が、入国後、我が国国内の医療施設で就労・研修を行うにあたり必要となる知識・技術を習得させることを目的としたものであり、日本語研修と併せて実施している。</p> <p>○すべての受入施設に対する巡回訪問（就労・研修等の状況把握） 候補者の受入れ施設を対象に、年1回以上、相談専門員による巡回訪問を実施し、候補者の労務管理及び施設内の研修状況について把握し必要な指導を行っている。</p> <p>○候補者からの就労・研修に係る相談・苦情対応 等 候補者のメンタルヘルスケアの観点から、母国語（英語、インドネシア語）での相談窓口を国際厚生事業団の事務所内に設置しており、各種相談を受け付けている。</p>		
	根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」附属書十第一編第六節</li> <li>・「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」附属書八第一部第六節</li> <li>・経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針</li> <li>・経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針</li> </ul>	関係する通知等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度比国看護師・介護福祉士受入事業委託費交付要綱</li> <li>・平成20年度外国人看護師・介護福祉士受入事業委託費交付要綱</li> <li>・平成21年度外国人看護師・介護福祉士受入事業委託費交付要綱</li> <li>・「「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」</li> <li>・「「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」</li> </ul>
	事業の補助割合	10/10		
事業開始年度	平成19年度	事業終了年度	平成23年度	
事業の必要性 （事業を廃止した場合の問題点を含む。）	本事業を廃止した場合、我が国の看護の制度に関する知識の無いまま就労することになりかねず、また、受入施設における候補者の研修体制が整備されているか、候補者が安価な労働力として搾取されていないか、看護師資格の取得に向けた学習が順調に進んでいるか等の確認ができなくなり、候補者の受入れの適正性が確保されなくなるおそれがある。その場合、インドネシア・フィリピンとの友好関係を損なうおそれがあるため、本事業を廃止することはできない。			
補助の必要性 （補助を廃止した場合の問題点を含む。）	本事業は、これまで我が国が外国人を受け入れてこなかった分野について、政府間の協定に基づき公的な枠組みの下で特例的に行うものである。そのため、医療施設での就労・研修の適正な実施が両国政府で確保されるよう、送り出し国側の送り出し機関と日本側のあっせん機関を一元化し、公正・中立的な立場から医療施設を厳格に審査した上で、候補者のあっせんを行うこととされており、我が国では（社）国際厚生事業団が唯一のあっせん機関として位置付けられているため、受入後の就労・研修状況の確認についても、同事業団が責任を持って行う必要がある。また、平成20年度においては、法人全体として赤字決算となっており、法人内の他の財源から捻出することは困難。受入施設から徴収している手数料を増額という方策も考えられるが、受入施設は、候補者の受入れに当たって、一人当たり50～60万円の費用負担をしている状況であり、更なる金銭的負担を強いることとなった場合、受入れを希望する施設がこれまで以上に少なくなるため、インドネシア・フィリピンとの友好関係を損なうおそれがある。			



**事務・事業シート（概要説明書）**

事業名		外国人看護師・介護福祉士受入事業（看護師分）				
他省庁、自治体、民間等における類似事業の有無		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度「経済連携人材育成支援研修事業（日比経済連携協定に基づく看護師候補者・介護福祉士候補者受入研修事業）」（経済産業省委託事業）</li> <li>平成22年度「日・インドネシア経済連携協定に基づくインドネシア人看護師・介護福祉士候補者に対する事前研修事業」（日・ASEAN統合基金事業（外務省・経済産業省より拠出））</li> </ul>				
成果目標		<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受入れの実施（平成20年より受入れが開始）</li> <li>看護導入研修の実施</li> <li>すべての受入れ施設への巡回訪問の実施（平成20年度受入れ：（尼）47施設、平成21年度受入れ：（比）44施設（尼）83施設）</li> </ul>				
<b>成果実績</b> （成果指標の目標達成状況等）  ※別紙あり		【成果指標名】／年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		巡回訪問の実施（平成20年度～21年度にかけて実施）	施設	—	—	4 <small>〔※平成20～21年度にかけて対象47施設へ実施済み〕</small>
		看護導入研修の実施	人	—	—	104
		相談・苦情対応件数（看護）	件	—	—	14 <small>（H21 1/22～3/31分）</small>
<b>活動実績</b> （成果物は別紙で一覧を提出）		【活動指標名】／年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		看護師のための用語集（尼語）	部	—	—	104
		保健師助産師看護師法（尼語）	部	—	—	104
		看護師国家試験出題基準（尼語）	部	—	—	104
		看護導入研修について（尼語）	部	—	—	104
<b>予算執行率</b>			%	—	84.5	100
<b>パンフレット等の作成</b> （件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）			単位	H18年度	H19年度	H20年度
		看護師コース（尼1陣受入れ説明会（H20.5実施））	部	—	—	合計2880部 内訳： 受入れパンフレット960部 求人登録申請の手引き960部 雇用管理等の手引き960部
		看護師コース（比1陣受入れ説明会（H21.1実施））	部	—	—	合計3000部 内訳： 受入れパンフレット1000部 求人登録申請の手引き1000部 雇用管理等の手引き1000部
		看護師コース（尼2陣受入れ説明会（H21.3実施））	部	—	—	合計1500部 内訳： 受入れパンフレット500部 求人登録申請の手引き500部 雇用管理等の手引き500部
国で直接実施	可	理由	—			
	否	理由	国際厚生事業団では本事業の運営に15名程度の職員が関わっているところ、国で実施することとした場合、相当の予算と人員が必要となる。			

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		外国人看護師・介護福祉士受入事業（看護師分）				
自治体、 民間等への移行	可	想定する実施主体	—			
		理由	—			
	否	理由	本事業は、政府間の協定に基づき公的な枠組みの下で特例的に行うものであり、全国各地に存在する受入施設での就労・研修が統一的な基準（※）に従って適正に実施されるよう、一元的に取り組む必要があるため、自治体や民間等へ事業を移行することは困難。 （※）「経済上の連携に関する日本国とインドネシア（フィリピン）共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア（フィリピン）人看護師等の受入れの実施に関する指針」に示されている基準			
<b>その他事務・事業の見直し</b> (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)		次の取組みを推進し、コストを抑えた効率的な事務事業の推進を図る。 ・再生紙の使用 ・両面印刷の徹底 ・国内及び海外出張時の旅費に関する低料金利用の徹底				
<b>事業の収支状況（千円）</b>		<b>平成18年度（決算額）</b>	<b>平成19年度（決算額）</b>	<b>平成20年度（決算額）</b>		
内訳	収入	—	5,809	20,418		
	国からの補助金収入	—	5,809	20,418		
	その他の収入	—	0	0		
	支出	—	5,809	23,608		
	収支差	—	0	△ 3,190		
予算額	<b>平成22年度予算額</b>		<b>人件費</b>			
	事業費	38,831 千円	}	職員構成	人件費 (厚労省〇B分再掲)	従事役職員数 (厚労省〇B分再掲)
	人件費	0 千円		常勤職員	(0) 0 千円	(0) 0 人
	管理費	12,600 千円		非常勤職員	(0) 0 千円	(0) 0 人
	総計	51,431 千円				
内訳	<b>平成19年度（決算額）</b>		<b>平成20年度（決算額）</b>		<b>平成21年度（交付決定額）</b>	
	決算額（千円）	5,809	20,418		125,477	
	事業費	253	10,167		116,647	
	人件費	0	0		0	
管理費	5,556	10,251		8,830		
再委託・補助	<b>平成19年度（決算額）</b>		<b>平成20年度（決算額）</b>		<b>平成21年度（交付決定額）</b>	
	再委託・補助 (件数/金額(百万円))	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	
	うち厚労省〇Bが在籍している団体等への再委託・補助 (件数/金額(同))	/	/	/	/	
	再委託・補助先 (名称)					

**【これまでに受けた主な指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）		
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)	
—	—	—	—	

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>	外国人看護師・介護福祉士受入事業（看護師分）
------------	------------------------

**【過去に大きく報道された指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）		
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)	
[日付] -				
[内容] -	-	-	-	

事務・事業シート（概要説明書）				
事業名	外国人看護師・介護福祉士受入事業（介護福祉士分）			
会計勘定・項・目	（会計勘定）一般会計 （項）社会福祉諸費 （目）衛生関係指導者養成等委託費			
法人名	社団法人 国際厚生事業団			
事業担当部局	社会・援護局	法人所管部局	大臣官房国際課	
事務・事業概要	目的 （何のために）	経済連携協定に基づき入国した候補者に対する適切な就労・研修機会の確保、日本の介護福祉士資格の取得に向けた支援策を講じること等を通じて、経済連携協定に基づく候補者の受入れが円滑かつ適正に行われることを目的とする。		
	対象 （誰/何を対象に）	社団法人 国際厚生事業団（外国人介護福祉士候補者）		
	事務・事業内容 （手段、手法など）	<p>本事業は、国際厚生事業団が行う以下の事業について補助を行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○候補者の就労開始前に実施する介護導入研修 経済連携協定に基づき入国した外国人介護福祉士候補者が、入国後、我が国国内の介護施設で就労・研修を行うにあたり必要となる知識・技術を習得させることを目的としたものであり、日本語研修と併せて実施している。</li> <li>○すべての受入施設に対する巡回訪問（就労・研修等の状況把握） 候補者の受入施設を対象に、年1回以上、国際厚生事業団職員と相談専門員による巡回訪問を実施し、候補者の労務管理及び施設内の研修状況について把握し必要な指導を行っている。</li> <li>○候補者からの就労・研修に係る相談・苦情対応 等 候補者のメンタルヘルスケアの観点から、母国語（英語、インドネシア語）での相談窓口を国際厚生事業団の事務所内に設置しており、各種相談を受け付けている。</li> </ul>		
	根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	関係する通知等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度比国看護師・介護福祉士受入事業委託費交付要綱</li> <li>・平成20年度外国人看護師・介護福祉士受入事業委託費交付要綱</li> <li>・平成21年度外国人看護師・介護福祉士受入事業委託費交付要綱</li> <li>・「「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」</li> <li>・「「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」</li> </ul>	
	事業の補助割合	10/10		
事業開始年度	平成19年度	事業終了年度	平成23年度	
事業の必要性 （事業を廃止した場合の問題点を含む。）	本事業を廃止した場合、我が国の介護の制度に関する知識の無いまま就労することになりかねず、また、受入施設における候補者の研修体制が整備されているか、候補者が安価な労働力として搾取されていないか、介護福祉士資格の取得に向けた学習が順調に進んでいるか等の確認ができなくなり、候補者の受入れの適正性が確保されなくなるおそれがある。その場合、インドネシア・フィリピンとの友好関係を損なうおそれがあるため、本事業を廃止することはできない。			
補助の必要性 （補助を廃止した場合の問題点を含む。）	<p>本事業は、これまで我が国が外国人を受け入れてこなかった分野について、政府間の協定に基づき公的な枠組みの下で特例的に行うものである。</p> <p>そのため、介護施設での就労・研修の適正な実施が両国政府で確保されるよう、送り出し国側の送り出し機関と日本側のあっせん機関を一元化し、公正・中立的な立場から介護施設を厳格に審査した上で、候補者のあっせんを行うこととされており、我が国では（社）国際厚生事業団が唯一のあっせん機関として位置付けられているため、受入後の就労・研修状況の確認についても、同事業団が責任を持って行う必要がある。</p> <p>また、平成20年度においては、法人全体として赤字決算となっており、法人内の他の財源から捻出することは困難。受入施設から徴収している手数料を増額という方策も考えられるが、受入施設は、候補者の受入れに当たって、一人当たり50～60万円の費用負担をしている状況であり、更なる金銭的負担を強いることとなった場合、受入れを希望する施設がこれまで以上に少なくなり、その場合、インドネシア・フィリピンとの友好関係信頼関係を損なうおそれがある。</p>			
他省庁、自治体、民間等における類似事業の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度「経済連携人材育成支援研修事業（日比経済連携協定に基づく看護師候補者・介護福祉士候補者受入研修事業）」（経済産業省委託事業）</li> <li>・平成22年度「日・インドネシア経済連携協定に基づくインドネシア人看護師・介護福祉士候補者に対する事前研修事業」（日・ASEAN統合基金事業（外務省・経済産業省より拠出））</li> </ul>			

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		外国人看護師・介護福祉士受入事業（介護福祉士分）				
<b>成果目標</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人介護福祉士候補者の円滑かつ適正な受入れの実施（平成20年より受入れが開始）</li> <li>介護導入研修の実施</li> <li>すべての受入れ施設への巡回訪問の実施（平成20年度受入れ：（尼）53施設、平成21年度受入れ：（比）92施設（尼）85施設）</li> </ul>				
<b>成果実績</b> （成果指標の目標達成状況等）  ※別紙あり		【成果指標名】／年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		巡回訪問の実施	施設	—	—	7 〔※平成20～21年度にかけて対象53施設へ実施済み〕
		介護導入研修の実施	—	—	—	候補者の受入れに併せて実施
		相談・苦情対応件数（介護）	件	—	—	10
<b>活動実績</b> （成果物は別紙で一覧を提出）		【活動指標名】／年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
<b>予算執行率</b>			%	—	84.5%	100.0%
<b>パンフレット等の作成</b> （件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）			単位	H18年度	H19年度	H20年度
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
国で直接実施	可	理由	—			
	否	理由	国際厚生事業団では本事業の運営に15名程度の職員が関わっているところ、国で直接実施するとなれば本省内の大幅な体制強化が必要となり、行政機関のスリム化の流れにも逆行している。			
自治体、民間等への移行		想定する実施主体	—			
	可	理由	—			
	否	理由	本事業は、政府間の協定に基づき公的な枠組みの下で特例的に行うものであり、全国各地に存在する受入施設での就労・研修が統一的な基準（※）に従って適正に実施されるよう、一元的に取り組む必要があるため、自治体や民間等へ事業を移行することは困難。 （※）「経済上の連携に関する日本国とインドネシア（フィリピン）共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア（フィリピン）人看護師等の受入れの実施に関する指針」に示されている基準			
<b>その他事務・事業の見直し</b> （今後の事務・事業の効率化に向けた取組等）		次の取組みを推進し、コストを抑えた効率的な事務事業の推進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>再生紙の使用</li> <li>両面印刷の徹底</li> <li>国内及び海外出張時の旅費に関する低料金利用の徹底</li> </ul>				

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		外国人看護師・介護福祉士受入事業（介護福祉士分）				
<b>事業の収支状況（千円）</b>		<b>平成18年度（決算額）</b>	<b>平成19年度（決算額）</b>	<b>平成20年度（決算額）</b>		
内訳	収入	/	5,809	18,942		
	国からの補助金収入		5,809	18,942		
	その他の収入		0	0		
	支出		5,809	18,942		
	収支差		0	0		
		<b>平成22年度予算額</b>	<b>人件費</b>			
予算額	事業費	34,531 千円	}	職員構成	人件費 (厚労省〇B分再掲)	従事役職員数 (厚労省〇B分再掲)
	人件費	— 千円		常勤職員	( ) 千円	( ) 人
	管理費	12,600 千円		非常勤職員	( ) 千円	( ) 人
	総計	47,131 千円				
		<b>平成19年度（決算額）</b>	<b>平成20年度（決算額）</b>	<b>平成21年度（交付決定額）</b>		
内訳	決算額（千円）	5,809	18,942	23,566		
	事業費	253	8,691	14,736		
	人件費	0	0	0		
	管理費	5,556	10,251	8,830		
再委託・補助	再委託・補助 (件数/金額(百万円))	/	/	/		
	うち厚労省〇Bが在籍している 団体等への再委託・補助 (件数/金額(同))	/	/	/		
	再委託・補助先 (名称)					

**【これまでに受けた主な指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）		
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)	
-	-	-	-	

**【過去に大きく報道された指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）		
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)	
[日付] -				
[内容] -	-	-	-	

## 事務・事業シート（概要説明書）

<b>事業名</b>	地球規模保健課題推進研究推進事業			
<b>会計勘定・項・目</b>	（会計勘定）一般会計 （項）厚生労働科学研究費 （目）厚生労働科学研究費補助金			
<b>法人名</b>	（社）国際厚生事業団			
<b>事業担当部局</b>	大臣官房国際課	法人所管部局	大臣官房国際課	
<b>事務・事業概要</b>	<b>目的</b> （何のために）	厚生労働科学研究（地球規模保健課題推進研究推進事業）に関し、当該研究事業の採択課題の研究を支援するため、外国人研究者の招へい、外国への日本人研究者の派遣、及び研究成果等普及啓発に係る事業を遂行することにより、もって、我が国の厚生労働科学研究の推進に資することを目的とする。		
	<b>対象</b> （誰/何を対象に）	地球規模保健課題に関する研究を実施する研究者		
	<b>事務・事業内容</b> （手段、手法など）	外国人研究者の招へい、外国への日本人研究者の派遣及び研究成果の普及啓発に係る事業を実施している。例えば、平成21年度には世界保健機関（WHO）から母子保健分野の担当者を招へいし大規模な国際シンポジウム（MDG4・5達成に向けての地球規模保健課題への対応）を開催した。このシンポジウムでは平成22年に予定されているミレニアム開発目標（MDG）サミットにおいて、我が国が積極的なイニシアチブを取るべく必要な方策について活発な討議が行われた。		
	<b>根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）</b>	厚生労働科学研究費補助金取扱規程（第3条別表2）	関係する通知等	厚生労働科学研究費補助金取扱細則
	<b>事業の補助割合</b>	10分の10		
	<b>事業開始年度</b>	平成21年度	<b>事業終了年度</b>	未定
<b>事業の必要性</b> （事業を廃止した場合の問題点を含む。）	社会のグローバル化に伴い新型インフルエンザの流行に代表される地球規模保健課題への対応は喫緊の課題になっている。また、東アジア共同体をはじめとする我が国の外交方針においても地球規模保健課題へ積極的な役割を果たすことは極めて重要と考えられる。本事業は、我が国の地球規模保健課題分野の研究者を世界に通用する人材に育て、また、優秀な外国人研究者の受入れにより研究水準の向上を実現するとともに、国民へ研究成果を積極的に発信し普及啓発を図るために実施している。これらの事業は、我が国における地球規模保健課題の研究を推進する上で重要な役割を果たすものであり、引き続き必要不可欠な事業である。			
<b>補助の必要性</b> （補助を廃止した場合の問題点を含む。）	本事業を廃止した場合、有望な若手研究者が最先端の研究に参画できる機会が少なくなるなど、我が国における地球規模保健課題の推進等が遅れることとなることから、補助事業として継続する必要がある。また、研究者が独力で国際シンポジウム等を開催することは事実上困難であり、補助を廃止した場合には、国際貢献や外交的にも重要な地球規模保健課題の研究成果を広く国民に情報発信するうえで大きな支障をきたす可能性がある。			
<b>他省庁、自治体、民間等における類似事業の有無</b>	なし			

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		地球規模保健課題推進研究推進事業				
<b>成果目標</b>		厚生労働科学研究（地球規模保健課題推進研究）の一層の推進に資するとともに、同研究を含めた科学技術に対する国民の理解の推進と関心の喚起に資すること。				
<b>成果実績</b> (成果指標の目標達成状況等)		【成果指標名】／年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
<b>活動実績</b> (成果物は別紙で一覧を提出)		【活動指標名】／年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		研究成果等普及啓発事業 (国際シンポジウム開催)	人	30	30	20
<b>予算執行率</b>			%	100	100	76.6
<b>パンフレット等の作成</b> (件数) (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)			単位	H18年度	H19年度	H20年度
		パンフレット	部	100		
		抄録集	部		250	50
		配付資料	部			50
		報告書	部	100	250	100
国で直接実施	可	理由				
	否	理由	外国人研究者の招へい、外国への日本人研究者の派遣、若手研究者の育成活用についてそれぞれ申請受付から補助金支出までの事務を国が直接実施することは組織体制上困難であり、また類似事務を実施している団体において一括して実施することにより効率的な執行が期待される。			
自治体、民間等への移行	可	想定する実施主体				
	可	理由				
	否	理由	国の事業である厚生労働科学研究の推進を目的とするものであり、自治体や民間等に移管することは困難である。			
<b>その他事務・事業の見直し</b> (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)						



**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		地球規模保健課題推進研究推進事業					
<b>事業の収支状況（千円）</b>		<b>平成18年度（決算額）</b>		<b>平成19年度（決算額）</b>		<b>平成20年度（決算額）</b>	
内訳	収入	9,624		7,699		6,657	
	国からの補助金収入	9,624		7,699		6,657	
	その他の収入	0		0		0	
	支出	9,624		7,699		5,100	
	収支差	0		0		1,557	
		<b>平成22年度予算額</b>		<b>人件費</b>			
予算額	事業費	3,729 千円		}	職員構成	人件費 (厚労省〇B分再掲)	従事役職員数 (厚労省〇B分再掲)
	人件費	0 千円			常勤職員	( ) 千円	( ) 人
	管理費	0 千円			非常勤職員	( ) 千円	( ) 人
	総計	3,729 千円					
		<b>平成19年度（決算額）</b>		<b>平成20年度（決算額）</b>		<b>平成21年度（交付決定額）</b>	
<b>決算額（千円）</b>		8,323		5,100		4,661	
内訳	事業費	8,323		5,100		4,661	
	人件費	0		0		0	
	管理費	0		0		0	
		<b>平成19年度（決算額）</b>		<b>平成20年度（決算額）</b>		<b>平成21年度（交付決定額）</b>	
再委託・補助	再委託・補助 (件数/金額(百万円))	0 / 0		0 / 0		0 / 0	
	うち厚労省〇Bが在籍している 団体等への再委託・補助(件数 /金額(同))	0 / 0		0 / 0		0 / 0	
	再委託・補助先 (名称)	-		-		-	

**【これまでに受けた主な指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）		
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)	
なし				

**【過去に大きく報道された指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）		
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)	
なし				